

(別添)

専門医認定支援事業実施要綱

1. 目的

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされている。

この事業は、新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、都道府県に対する新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び一般社団法人日本専門医機構に対する専門医に関する情報データベース作成等の支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

(1) 研修医療機関に対する指導医の派遣等

次の者のうち、厚生労働大臣が適当と認める者を選定する。

① 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院又は診療所の開設者

② 医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(2) 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催

都道府県。ただし、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(3) 専門医に関する情報データベース作成等

一般社団法人日本専門医機構

3. 事業の内容

(1) 研修医療機関に対する指導医の派遣等

① 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う。

② 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。

ア 都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われ

る指導医の派遣

イ 都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医による出張指導

- ③ 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、研修医療機関において専門研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。

ア 指導医の派遣

イ 指導医による出張指導

- ④ 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う。

（２）新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催

都道府県において、新専門医制度の仕組みに係る地域医療に配慮した研修体制の構築等を協議する地域医療対策協議会の開催。

（３）専門医に関する情報データベース作成等

国、都道府県の地域医療の確保等に関する要請等に真摯に対応し、新専門医制度の仕組みが地域医療や医師のキャリアプランに配慮したものとなるよう、以下に示す活動等を行う。

- ① 医道審議会医師分科会医師専門研修部会の意見を踏まえた都道府県、関係学会等との研修計画等の調整
- ② 地域医療確保の観点を踏まえた研修プログラムのチェック
- ③ 専門医の質や分布等を把握するための専門医等に関する情報データベースの作成
- ④ 各都道府県協議会との連絡調整体制の構築
- ⑤ 専門研修に係る相談支援体制の構築
- ⑥ 訪問調査の実施・サーベイヤーの養成
- ⑦ 総合診療専門医の研修における研修プログラム統括責任者及び指導医の養成
- ⑧ 総合診療専門医養成のためのセミナーの開催
- ⑨ 地域医療に配慮した総合診療専門研修プログラムの策定支援
- ⑩ 各専門研修プログラムにおける専攻医の労働時間数の明示や専攻医への周知等を含む、医師の働き方改革への対応に必要な事務手続き、システム改修等

４．経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、

厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(3)に規定する国、都道府県の要請等への対応状況を求めることができるほか、③の情報データベースの情報の提供を求めることができるものとする。
- (2) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。